

令和 7 年度第 10 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 8 月 19 日

担当部・課：市民生活部環境課〔内線 3367〕

① 件 名
指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の追加指定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保健機構法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、冷房設備が整った誰でも休憩できる施設を、熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」という。）が発表された場合に危険な暑さから避難できる指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）として市が指定できる制度等が創設された。 本市では、これまで、民間施設 8 か所と公共施設 16 か所をクーリングシェルターとして指定し、熱中症特別警戒アラート発表時に危険な暑さから避難できる場所として、さらに、熱中症特別警戒アラート発表時以外にも涼を取ることができる場所として、施設の開放を行ってきたところである。 令和 7 年 7 月、アンテナショップパオ及び石巻商工信用組合から、クーリングシェルターの指定について新たに申し出があった。 【目的】 アンテナショップパオ及び石巻商工信用組合（本店営業部、蛇田支店、中里支店、大街道支店、渡波支店、飯野川支店、前谷地支店）をクーリングシェルターに指定したもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号） 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保健機構法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 23 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 1 節 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実 2 生活環境を保全する
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 4 月 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保健機構法の一部を改正する法律の施行 7 月 民間施設 2 か所、公共施設 16 か所をクーリングシェルターに指定 令和 7 年 6 月 民間施設 6 か所をクーリングシェルターに指定 7 月 民間事業者 2 社から申し出があり、民間施設 8 か所をクーリングシェルターに指定、協定締結（アンテナショップパオ：令和 7 年 7 月 14 日、石巻商工信用組合（本店営業部、蛇田支店、中里支店、大街道支店、渡波支店、飯野川支店、前谷地支店）：令和 7 年 7 月 29 日） ホームページや SNS 等で周知
⑤ 主な内容
1 指定施設 アンテナショップパオ、石巻商工信用組合（本店営業部、蛇田支店、中里支店、大街道支店、渡波支店、飯野川支店、前谷地支店）

2 運用期間 毎年度、国の熱中症特別警戒アラート運用期間（４月第４水曜日から１０月第４水曜日まで）に合わせて実施していく。 なお、アンテナショップパオ及び石巻商工信用組合の令和７年度の運用期間は、指定日（協定締結日）から令和７年１０月２２日（水）までとする。																																	
3 開放時間 施設の営業時間に準じる。 ※運用期間中は、熱中症特別警戒アラートの発表状況に関わらず、暑さをしのぐ場所として常時施設の開放を行う。																																	
4 受入可能人数 <table border="0"> <tr> <td>アンテナショップパオ</td> <td></td> <td>3人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石巻商工信用組合</td> <td>本店営業部</td> <td>5人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>蛇田支店</td> <td>5人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中里支店</td> <td>5人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大街道支店</td> <td>5人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>渡波支店</td> <td>5人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>飯野川支店</td> <td>5人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>前谷地支店</td> <td>5人</td> <td>計38人</td> </tr> </table>		アンテナショップパオ		3人		石巻商工信用組合	本店営業部	5人			蛇田支店	5人			中里支店	5人			大街道支店	5人			渡波支店	5人			飯野川支店	5人			前谷地支店	5人	計38人
アンテナショップパオ		3人																															
石巻商工信用組合	本店営業部	5人																															
	蛇田支店	5人																															
	中里支店	5人																															
	大街道支店	5人																															
	渡波支店	5人																															
	飯野川支店	5人																															
	前谷地支店	5人	計38人																														
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）																																	
【影響・効果】 重大な健康被害の発生を防止することができる。 【市財政の負担】 特になし。																																	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討																																	
宮城県内では、全35市町村の計533施設が指定されている。																																	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日																																	
⑨ その他																																	